

各論について

1 動物愛護意識の普及啓発について

番号	対応区分	意見要旨	県の考え方
7	B	<p>(1)動物の正しい飼い方の普及</p> <p>①に追加</p> <p>広報紙などに動物愛護管理法第44条を載せたり、捨て猫の多い場所に掲示物を設置するなど、動物の遺棄を未然に防止するための手法を工夫していきます。</p> <p>また虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国の手法などについて研修を実施します。</p>	<p>広報誌の利用や、動物の遺棄の多い場所等への掲示物の設置等については必要に応じ、市町で対応しています。動物愛護担当者等の研修については、国からの情報を含め、適宜実施していくこととしています。</p>
8	E	<p>市町村担当職員だけでなく、警察関係者の教育、啓蒙・連携も必要。警察自体が動物愛護にかかる現状や法律を理解していなくては、動物愛護の目的が果たせない。</p>	<p>動物虐待が疑われる例では、警察とも協力して解決を図っていくよう考えています。</p>
9	B	<p>(1)動物の正しい飼い方の普及</p> <p>施策の中に追加</p> <p>◎殺処分・(並びに動物実験に)関するパネル展を市役所など図書館などで開催し、広報などでも実態を訴える写真などを掲載する。</p> <p>◎「適正飼養関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホームページ等の更なる充実、町内会などの回覧版を利用するなど、効果的な啓発に努める。◎「保健所の職員に対する教育を強化する」</p>	<p>今後の施策を考えていく上での貴重な意見とさせていただきます。</p>